

平成30年定例第3回市議会会議録(第1日)

平成30年9月4日午前9時30分定例第3回市議会をみやま市役所議場に招集した。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	奥 菌	由美子	10番	瀬 口	健
2番	吉 原	政 宏	11番	川 口	正 宏
4番	末 吉	達二郎	12番	壇	康 夫
5番	古 賀	義 教	13番	中 尾	眞智子
6番	前 原	武 美	14番	中 島	一 博
7番	野 田	力	15番	坂 口	孝 文
8番	上津原	博	16番	宮 本	五 市
9番	荒 卷	隆 伸	17番	牛 嶋	利 三

2. 不応招議員は次のとおりである。

3番 徳 永 重 遠

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	田中裕樹	係長	堤和美
参与	馬場洋輝	書記	大木新介

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市長職務代理者	高野道生	健康づくり課長	田中聡美
副市長			
教育長職務代理者	井上正明	環境衛生課長	松尾和久
監査委員	平井常雄	農林水産課長	宮崎眞一
総務部長	西山俊英	商工観光課長	江崎秀樹
保健福祉部長	松尾博	上下水道課長	甲斐田裕士
市民部長 兼市民課長	加藤康志	学校教育課長	加藤武美
環境経済部長	坂田良二	秘書広報課長	久保井千代
建設都市部長	富重巧齊	子ども子育て課長	松藤典子
教育部長	野田圭一郎	都市計画課長	櫻木研治
消防長	北嶋俊治	建設課長	城戸邦宏
総務課長	梶嶋晋治	農林水産課長補佐 兼農政係農政担当係長	猿本邦博
財政課長	木村勝幸	農林水産課 農政係農地整備担当係長	坂本生治
企画振興課長	堤則勝	建設課水路係長	松尾勝弘
財政課長補佐 兼財政係長	大坪康春	建設課道路係長	小川仁
福祉事務所長	坂口浩二		

7. 付議事件は、次のとおりである。

- (1) 会期の決定について
- (2) 会議録署名議員の指名について
- (3) 監査報告について（例月出納検査）
- (4) 請願付託の報告について
- (5) 議案一括上程
- (6) 提案理由説明
- (7) 報告第4号 平成29年度決算に基づくみやま市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- (8) 諮問第4号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- (9) 諮問第5号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- (10) 認定第1号 平成29年度みやま市一般会計歳入歳出決算の認定について
- (11) 認定第2号 平成29年度みやま市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (12) 認定第3号 平成29年度みやま市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- (13) 認定第4号 平成29年度みやま市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (14) 認定第5号 平成29年度みやま市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (15) 認定第6号 平成29年度みやま市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (16) 認定第7号 平成29年度みやま市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (17) 認定第8号 平成29年度みやま市用地特別会計歳入歳出決算の認定について
- (18) 認定第9号 平成29年度みやま市水道事業会計決算の認定について
- (19) 議案第32号 みやま市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (20) 議案第33号 みやま市老人福祉センター条例及びみやま市ふれあいセンター条例を

廃止する条例の制定について

- (21) 議案第34号 みやま市バイオマスセンターの設置及び管理に関する条例の制定について
- (22) 議案第35号 みやま市自然休養村施設条例の一部を改正する条例の制定について
- (23) 議案第36号 みやま市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- (24) 議案第37号 工事請負契約の締結について
- (25) 議案第38号 平成29年度みやま市水道事業会計決算剰余金の処分について
- (26) 議案第39号 平成30年度みやま市一般会計補正予算（第2号）
- (27) 議案第40号 平成30年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- (28) 議案第41号 平成30年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

(追加日程)

- (1) 議会改革調査特別委員会の設置について

午前9時30分 開会

○議長（牛嶋利三君）

ただいまから平成30年第3回みやま市議会定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

なお、3番徳永重遠君におかれましては、本日欠席届が提出されておりますので、これを許可しております。皆さん方には御承知おきをお願いしておきたいと思っております。

日程第1 会期の決定について

○議長（牛嶋利三君）

日程第1．会期の決定についてを議題といたします。

本件につきましては、先日の議会運営委員会におきまして協議をいただいておりますので、委員長の報告を求めてまいります。宮本議会運営委員会委員長お願いいたします。

○議会運営委員長（宮本五市君）（登壇）

おはようございます。平成30年第3回定例会の運営につきまして、8月24日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容について御報告申し上げます。

まず、本会議に付議されました案件は、報告1件、諮問2件、認定9件、議案10件でござ

います。

次に、本会議の会期は本日9月4日から9月21日までの18日間といたします。

また、その日程でございますが、日程につきましては既に皆様方に資料を配付しておりますので、御参照方お願い申し上げます。

次に、審議方法について申し上げます。

請願第3号につきましては、総務常任委員会に付託いたします。

諮問の2件につきましては、即決といたします。

認定第1号から第9号までの9件につきましては、決算審査特別委員会に付託といたします。

議案第32号から議案第38号までの7件のうち、議案第36号を除く6件につきましては、各常任委員会付託といたします。

議案第36号の1件につきましては、即決といたします。

議案第39号から議案第41号までの3件につきましては、全体審議といたします。

以上、議会運営委員会の決定の報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日から9月21日までの18日間にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月21日までの18日間と決定をいたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（牛嶋利三君）

日程第2. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によりまして、16番宮本五市君、1番奥菌由美子君、兩名を指名いたします。

日程第3 監査報告について（例月出納検査）

○議長（牛嶋利三君）

日程第3. 監査報告について、監査委員の報告を求めてまいります。平井監査委員お願い

いたします。

○監査委員（平井常雄君）（登壇）

改めておはようございます。それでは、例月出納検査の結果について御報告をいたします。

地方自治法第235条の2第1項の規定により例月出納検査を行いましたので、同条第3項の規定により、その結果を次のとおり御報告を申し上げます。

検査の対象といたしましては、みやま市の一般会計、特別会計及び公営企業会計に属する出納状況でございます。

検査の時期といたしましては、平成30年4月分を5月28日、5月分を6月26日、6月分を7月31日に実施をいたしました。

その検査の結果でございますが、現金の出納及び保管につきましては、各月末現在におけるところの各会計別歳出簿の現金額は、指定金融機関残高表及び支払証憑書類、その他関係諸帳簿と照合いたしました結果、何ら非違事項、また指摘事項も認められず、全て適正に処理をされておりました。

以上、御報告を終わります。

日程第4 請願付託の報告について

○議長（牛嶋利三君）

日程第4．請願付託の報告について、請願第3号 国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書提出に関する請願書について紹介議員の説明を求めてまいります。

2番吉原政宏君。

○2番（吉原政宏君）

請願第3号 国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書提出に関する請願書。

1．要旨

21世紀に入って内外の情勢は大きく変化し、その間、現行憲法の不備や問題点も明らかになってきました。わが国にふさわしい憲法の改正へ、国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書提出をお願いします。

2．理由

①国民投票法の成立等により国民は憲法改正が可能に

わが国の憲法は昭和22年5月に施行され、世界の成文憲法188ヶ国の中で14番目に古い憲法とされています。しかも、わが国よりも古い国々の憲法は複数回以上改正されており、事実上、わが国の憲法は世界で最も古い憲法とされています。

現行憲法には国民主権が謳われており、既に70年を超える歳月が経過する中で改めて国の在り方や憲法の内容等について国民の主体性や意志が反映されるべきと存じます。既に国会では、国民投票法の成立を機に憲法審査会が設けられ、国民は国会の発議に伴い、憲法改正に関わることができるようになりました。より良い国づくりへ向け、現行憲法を見直し、憲法改正へ国民投票が実施されるように意見書の提出をお願いします。

②現行憲法の不備や問題点が浮上

平成23年3月の東日本大震災は1000年に一度と言われる大規模な災害でした。しかしこの大震災で露呈したことは、現行憲法は平時を前提とした内容の憲法であり、緊急事態が想定された憲法になっていない問題点が露呈しました。また北朝鮮による核開発や核ミサイル、南シナ海の中国による軍事基地化、尖閣諸島の領海侵犯などわが国の周辺の情勢は厳しさを増しております。365日24時間その重要な任に当たっている自衛隊が約9割の国民の理解や支持を受けていながらも今なお憲法違反と言われる立場にあり、その矛盾も是正しなければなりません。

国家の安全と国民の安心は政府の責務であり、常に時代の変化と将来をしっかりと見据え、不備や問題点があれば是正し、わが国にふさわしい憲法に改めていくことが必須と存じます。そのためには国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起が必要であり、意見書の提出をお願いします。

上記請願致します。

請願者は、団体名、美しい日本の憲法をつくる福岡県民の会運営委員長、山本泰藏様でございます。

以上、お願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

請願第3号は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第5 議案一括上程

○議長（牛嶋利三君）

日程第5．議案の一括上程を行ってまいります。

報告第4号の1件、諮問第4号から第5号までの2件、認定第1号から第9号までの9件、議案第32号から第41号までの10件を一括議題といたします。

日程第6 提案理由説明

○議長（牛嶋利三君）

日程第6．提案理由の説明を求めてまいります。高野市長職務代理者副市長お願いいたします。

○市長職務代理者副市長（高野道生君）（登壇）

皆様おはようございます。今議会は西原市長の体力が回復せず、欠席に至りましたので、職務代理者でございます私のほうより提案理由の説明をさせていただきます。どうぞ御理解のほどよろしくお願いいたします。

本日、ここに平成30年第3回みやま市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに御多忙の中、御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本議会に御提案いたします議案につきまして御説明申し上げます。

今議会に提案し、御審議をお願いいたします案件は、お手元に配付しております報告第4号 平成29年度決算に基づくみやま市健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてから議案第41号 平成30年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）までの22件でございます。

まず、報告第4号 平成29年度決算に基づくみやま市健全化判断比率及び資金不足比率の報告については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定によりまして、平成29年度決算に基づき、健全化判断比率と資金不足比率について報告するものでございます。

財政の健全度をあらわします4つの指標につきましては、国が示しております早期健全化の基準を大きく下回るなど、健全な状況でございます。

次に、諮問第4号並びに諮問第5号 人権擁護委員の候補者の推薦については、任期満了に伴う人権擁護委員の候補者として2名の方を法務大臣へ推薦することにつきまして、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

次に、認定第1号 平成29年度みやま市一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第9号 平成29年度みやま市水道事業会計決算の認定についてまでの9件につきましては、地

方自治法第233条及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成29年度決算の認定をお願いするものでございます。

次に、議案第32号 みやま市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴いまして条例を改正するものでございます。

次に、議案第33号 みやま市老人福祉センター条例及びみやま市ふれあいセンター条例を廃止する条例の制定については、（仮称）みやま市総合市民センターの建設に伴い、老人福祉センターとふれあいセンターを閉鎖するため、条例を廃止するものでございます。

次に、議案第34号 みやま市バイオマスセンターの設置及び管理に関する条例の制定については、バイオマスセンターの建設に伴い、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、設置及び管理について条例を制定するものでございます。

次に、議案第35号 みやま市自然休養村施設条例の一部を改正する条例の制定については、瀬高農林漁業体験実習館であります清水山荘の改修に伴いまして、宿泊使用料を定める必要がございますため、条例を改正するものでございます。

次に、議案第36号 みやま市営住宅条例の一部を改正する条例の制定については、公営住宅法改正に係る関係政省令の条ずれに対応するため、条例を改正するものでございます。

次に、議案第37号 工事請負契約の締結については、みやま市営住宅下楠田団地の建築工事を行うもので、その予定価格が150,000千円以上となることから、みやま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第38号 平成29年度みやま市水道事業会計決算剰余金の処分については、決算において生じた利益の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第39号 平成30年度みやま市一般会計補正予算（第2号）から議案第41号 平成30年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、平成30年度予算の補正をお願いするものでございます。

今回の一般会計の補正予算は、平成30年7月豪雨により被災した水路及び道路等の復旧工事を初め、マイナンバーカードの普及促進のための専用窓口の設置費用などを追加いたしております。

また、特別会計予算は国民健康保険事業、介護保険事業の返還金などを計上いたしております。

なお、各議案等の詳細につきましては後ほど担当より御説明を申し上げますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上が今議会に提案いたしております議案でございます。よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

日程第7 報告第4号

○議長（牛嶋利三君）

日程第7. 報告第4号 平成29年度決算に基づくみやま市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について説明を求めてまいります。西山総務部長お願いします。

○総務部長（西山俊英君）（登壇）

皆様おはようございます。報告第4号 平成29年度決算に基づくみやま市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、健全化判断比率と資金不足比率を議会に報告するものでございます。

健全化判断比率の4つの指標につきましては、健全化判断比率報告書の表中、上段の数値が本市の平成29年度決算数値、括弧書きの数値が早期健全化基準を示すものでございます。

まず、実質赤字比率は普通会計の実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、決算が黒字の場合はこの比率がありません。本市の平成29年度普通会計の決算は612,559千円の黒字で、実質赤字比率は該当ありません。

次に、連結実質赤字比率は全会計を対象とした連結の実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、本市の平成29年度決算における全ての会計の収支は1,682,187千円の黒字となっており、連結実質赤字比率も該当ありません。

続いて、実質公債費比率は債務負担行為などを含む実質的な公債費の決算額の標準財政規模に対する比率でございますが、平成29年度は前年度より0.3ポイント改善し、5.2%となっております。

次に、将来負担比率は普通会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、本市の平成29年度決算は将来負担すべき負債の合計に対しまして基金や今後地方交付税に算入される額の合計額が上回っており、将来負担比率は算定されません。

続いて、次のページ、資金不足比率について御説明いたします。

資金不足比率は公営企業ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率であり、平成29年度決算は水道事業会計から生活排水処理事業特別会計まで全て黒字となっており、資金不足が生じた会計はなく、資金不足比率は該当がありません。

本市の平成29年度決算は、いずれの指標も早期健全化の基準を大きく下回っており、健全な数値となっております。また、地方公共団体健全化法の規定により、監査委員の監査に付しておりますので、申し添えます。

以上、平成29年度決算に基づくみやま市健全化判断比率及び資金不足比率について報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより監査委員の審査意見を求めてまいります。平井監査委員お願いいたします。

○監査委員（平井常雄君）（登壇）

それでは、平成29年度みやま市の財政健全化、公営企業会計経営健全化及び水道事業会計経営健全化審査の意見を申し上げます。

審査につきましては、健全化判断比率及び資金不足比率とその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、平成30年7月31日に実施いたしました。

いずれも適正に作成されているものと認められました。

なお、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率につきましては、早期健全化基準を下回っており、いずれも良好な状態でございます。

また、資金不足比率につきましても、経営健全化基準を大きく下回っており、良好な状態でございます。

詳細につきましては、お手元に配付されております別紙意見書を御高覧いただきたいと思います。

今後も早期健全化基準及び経営健全化基準を超えることがないように、財政の健全化に向けて努力していただくことを期待いたしまして、平成29年度の経営健全化審査意見とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで報告第4号 平成29年度決算に基づくみやま市健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終わります。

日程第8 諮問第4号

○議長（牛嶋利三君）

日程第8. 諮問第4号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

本件につきまして提案理由の説明を求めてまいります。高野市長職務代理者副市長お願いいたします。

○市長職務代理者副市長（高野道生君）（登壇）

諮問第4号 人権擁護委員の候補者の推薦について提案理由の説明を申し上げます。

本件は、十時文雄氏の任期が平成30年12月31日で満了いたしますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、人権擁護委員の候補者として、再度、十時氏を法務大臣に推薦したいので、議会へ諮問するものでございます。

十時氏につきましては、お手元の資料に略歴を記載しておりますように、識見を有し、当該候補者に最適な方と考えております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御意見賜りますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、お諮りをいたします。本件につきましては、適任であるという意見を答申したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、諮問第4号 人権擁護委員の候補者の推薦については適任であるという意見を答申することと決定をいたしました。

日程第9 諮問第5号

○議長（牛嶋利三君）

日程第9. 諮問第5号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めてまいります。高野市長職務代理者副市長お願いします。

○市長職務代理者副市長（高野道生君）（登壇）

諮問第5号 人権擁護委員の候補者の推薦について提案理由の説明を申し上げます。

本件は、山下昭美氏の任期が平成30年12月31日で満了いたしますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、人権擁護委員の候補者として、再度、山下氏を法務大臣に推薦したいので、議会へ諮問するものでございます。

山下氏につきましては、お手元の資料に略歴を記載いたしておりますように、識見を有し、当該候補者に最適な方と考えております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御意見賜りますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

お諮りをいたします。本件につきましては、適任であるという意見を答申したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、諮問第5号 人権擁護委員の候補者の推薦については適任であるという意見を答申することと決定をいたしました。

ここで一旦議事を中断いたしまして、先ほど諮問の人事案件について、該当者からの自己紹介を受けてまいりたいと思います。

暫時休憩をいたします。

午前10時02分 休憩

午前10時04分 再開

○議長（牛嶋利三君）

それでは、休憩を閉じて引き続き議事を再開いたします。

日程第10～第18 認定第1号～認定第9号

○議長（牛嶋利三君）

日程第10. 認定第1号 平成29年度みやま市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日

程第18. 認定第9号 平成29年度みやま市水道事業会計決算の認定についてまでの9件につきまして提案理由の説明を求めてまいります。木村財政課長お願いいたします。

○財政課長（木村勝幸君）（登壇）

改めておはようございます。それでは、認定第1号から認定第8号まで、平成29年度みやま市一般会計及び各特別会計の決算認定につきまして、決算数値並びに主要な施策の成果の概要を一括して御説明申し上げます。

資料は主要な施策の成果説明書をもとに申し上げます。また、決算数値につきましては、端数を切り捨て、万単位で申し上げますので、よろしくお願いいたします。

まず、認定第1号 平成29年度みやま市一般会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

成果説明書の4ページ、上段のほうをお願いいたします。

I、決算規模・収支の状況でございますが、平成29年度みやま市一般会計の歳入決算額は19,509,240千円、歳出決算額は18,866,680千円となり、歳入歳出差引額は642,560千円でございます。これから翌年度に繰り越すべき財源30,080千円を差し引いた実質収支は612,470千円の黒字となっております。

歳入歳出決算額を前年度と比較いたしますと、歳入決算額はプラス1.4%、歳出決算額もプラス1.7%と、それぞれ増額となっております。

それでは、歳入決算の概要について御説明いたします。

成果説明書4ページ中ほど、II、歳入の状況の歳入内訳の表で御説明をいたします。

まず、1款. 市税の決算額は3,683,110千円、前年度比較3.8%の増となっております。企業等の業績好調によります法人市民税の増や鉄道インフラ設備に係ります償却資産の増加等に伴い、固定資産税がふえたことなどが主な要因でございます。

次に、2款. 地方譲与税から11款. 交通安全対策特別交付金までは、国、県からそれぞれ制度に基づき交付されております。このうち、5款. 株式等譲渡所得割交付金が前年度に対し8,810千円、130.1%の増、8款. 自動車取得税交付金が21,280千円、37.9%の増となっております。

その他、利子割交付金や配当割交付金なども堅調な景気の回復を反映し、交付金は全体として増加をしております。

一方、10款. 地方交付税の決算額は5,984,210千円と、歳入全体の30.7%を占めておりま

すが、前年度と比較して295,670千円の減、マイナス4.7%となっております。これは普通交付税の合併算定がえの段階的縮減や事業費補正の減によるものでございます。

続いて、14款。国庫支出金は決算額2,932,620千円、前年度と比較して190,200千円、6.9%の増となっております。子どものための教育・保育給付費負担金の増や公営住宅建設に伴う土木費国庫補助金の増が主な要因となっております。

次に、15款。県支出金は1,677,400千円の決算額となっております。前年度比較116,860千円の減、マイナス6.5%でございます。これは前年度の強い農業づくり交付金や農地中間管理事業の補助金が大きかったことによるものでございます。

続いて、16款。財産収入は決算額48,880千円、前年度比較101,620千円の減、マイナス67.5%となっております。これは前年度に国債売却による運用収益があったことから大幅なマイナスとなっております。

次に、17款。寄附金は124,960千円の決算額となっており、前年度に対して34,630千円の減、マイナス21.7%となっております。ふるさと寄附金の減が主な要因でございます。

最後に、21款。市債は決算額2,141,060千円、前年度比較629,430千円、41.6%の増でございます。バイオマスセンターの車両購入や下楠田団地の建てかえ等に係る市債の増などによるものでございます。

続きまして、歳出決算について概要を御説明いたします。

成果説明書18ページをお願いいたします。

Ⅲ、歳出の状況の目的別内訳の表で御説明をいたします。

まず、1款。議会費は決算額191,270千円、前年度に対して430千円の減、マイナス0.2%で、ほぼ前年並みの決算額となっております。

次に、2款。総務費は決算額2,133,000千円、前年度に比較して203,760千円の減、マイナス8.7%となっております。これは電算の基幹系システム更新経費や財政調整基金積立金の減が主な要因でございます。

続きまして、3款。民生費は7,165,240千円の決算額でございます。前年度と比較しますと346,990千円の増、プラス5.1%となっております。山川東部保育園、ひばり保育園、清水保育園の改築に伴います施設整備費補助金の増などによるものでございます。

次に、4款。衛生費は決算額2,102,770千円、前年度比較184,970千円の増、プラス9.6%となっております。バイオマスセンターの液肥散布車等の購入費や新火葬場施設整備に伴い

ます有明生活環境施設組合負担金の増によるものでございます。

次に、5款．労働費は決算額21,130千円、前年度比較9,890千円の増、プラス88.0%となっております。シルバーワークプラザのグラウンド改修工事によるものでございます。

続きまして、6款．農林水産業費でございます。農林水産業費の決算額は1,359,650千円、前年度と比較しますと210,700千円の減、率にしてマイナス13.4%と、比較的高い減少率となっております。前年度のナス選果場整備に対する強い農業づくり交付金や農地中間管理事業による法人化支援の補助金が大きかったことなどによるものでございます。

次に、7款．商工費は275,730千円の決算額となっております。前年度比較36,490千円の減、マイナス11.7%でございます。ホテル誘致に伴います補償費等の減等によるものでございます。

続きまして、6款．土木費は決算額1,918,190千円、前年度比較448,860千円の増、プラス30.5%となっております。公営住宅建設工事費や過疎対策道路整備事業費の増などによるものでございます。

次に、9款．消防費は726,120千円の決算額となっております。前年度比較36,910千円の減、率にしてマイナス4.8%でございますが、これは前年度の常備消防のポンプ車両等の購入費が大きかったことによるものでございます。

続いて、10款．教育費は決算額1,562,190千円、前年度比較34,760千円の減、率にして2.2%の減となっております。前年度の小・中学校体育館のつり天井の防災対策工事費が完了したことによるものでございます。

次に、11款．災害復旧費は決算額4,660千円、前年度比較29,660千円の減、マイナス86.4%となっておりますが、これは農業用施設、公共土木施設ともに被害が少なかったことによるものでございます。

最後に、12款．公債費は決算額1,406,680千円、前年度に対しまして131,700千円の減、率にしてマイナス8.6%となっております。まいピア高田の建設事業や合併時の電算統合事業に係る市債の償還金が減ったことなどによるものでございます。

以上、一般会計決算の状況を御説明いたしました。

引き続き特別会計の決算状況について御説明をいたします。

認定第2号 平成29年度みやま市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明をいたします。

成果説明書の260ページ、261ページをお願いいたします。

平成29年度みやま市国民健康保険事業特別会計は、歳入決算額6,464,430千円、歳出決算額6,303,860千円、歳入歳出差引額は160,570千円の黒字となっております。

261ページのほうでございますが、前年度と比較をいたしますと、被保険者数の減少などで歳入決算額125,710千円の減、歳出決算額は135,460千円の減となっております。

歳入決算額のうち、1款 国民健康保険税は決算額1,003,170千円、前年度比較27,010千円の減、また、歳出決算額のうち、2款の保険給付費の決算額は3,913,940千円、前年度比較の46,010千円の減でございます。

続きまして、認定第3号 平成29年度みやま市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明をいたします。

成果説明書274ページ、275ページをお願いいたします。

平成29年度みやま市後期高齢者医療特別会計は、歳入決算額626,090千円、歳出決算額623,540千円、歳入歳出差引額は2,550千円の黒字となっております。

前年度と比較しますと、歳入決算額15,920千円、歳出決算額15,070千円のそれぞれ増額となっております。保険料収入及び広域連合納付金が増額となったものでございます。

次に、認定第4号 平成29年度みやま市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

成果説明書278ページからでございます。

まず、介護保険事業勘定の歳入決算額は5,019,870千円、前年度比較165,510千円の増、歳出決算額は4,851,640千円、前年度比較79,890千円の増となっております。また、歳入歳出差引額は168,230千円の黒字でございます。保険給付費、地域支援事業費の増加により、決算額は増額となっております。

次に、介護サービス事業勘定につきましては、成果説明書の285ページのほうをお願いいたします。

歳入決算額19,080千円、歳出決算額16,540千円、歳入歳出差引額は2,540千円の黒字となっております。

続いて、認定第5号 平成29年度みやま市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

成果説明書の288ページをお願いいたします。

歳入決算額は387,930千円、歳出決算額381,440千円、歳入歳出差引額は6,490千円の黒字となっております。

前年度と比較しますと、歳入決算額298,890千円、歳出決算額298,350千円のそれぞれ減額となっております。これは下水道費における管渠布設工事費の減などによるものでございます。

続きまして、認定第6号 平成29年度みやま市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

成果説明書298ページをお願いいたします。

歳入決算額は53,530千円、歳出決算額は50,870千円、歳入歳出差引額は2,660千円の黒字となっております。

前年度と比較しますと、歳入決算額が650千円、歳出決算額が710千円のそれぞれ減となっております。農業集落排水維持費及び処理場管理費の減少により、決算額は減額となっております。

次に、認定第7号 平成29年度みやま市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

成果説明書は304ページをお願いいたします。

歳入決算額は442,530千円、歳出決算額は437,500千円、歳入歳出差引額は5,020千円の黒字となっております。

前年度と比較しますと、歳入決算額5,970千円の増、歳出決算額6,020千円の増額となっております。浄化槽の維持管理費等の増によるものでございます。

最後に、認定第8号 平成29年度みやま市用地特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

成果説明書310ページでございます。

前年度に引き続き用地取得は行っておりませんので、歳入決算額は前年度の繰越金の80千円、歳出決算額はゼロ円、歳入歳出差引額は80千円の黒字でございます。

以上、認定第1号から第8号まで平成29年度歳入歳出決算の認定について概要の説明を終わります。よろしく御審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは続きまして、甲斐田上下水道課長をお願いいたします。

○上下水道課長（甲斐田裕士君）（登壇）

改めましておはようございます。認定第9号 平成29年度みやま市水道事業会計決算の認定について提案理由の御説明を申し上げます。

別冊の平成29年度みやま市水道事業会計決算書をごらんください。

なお、決算数値につきましては、端数を切り捨て、万単位で申し上げますので、よろしくお願いたします。

まず、決算書の15ページ、16ページをごらんください。

収益的収入及び支出につきましては、消費税抜きの金額で収益合計528,230千円、費用合計490,290千円でございます。

前年度と比較して、収益では2,450千円、0.4%の増、費用では19,920千円、4.2%の増となっています。

次に、7ページをごらんください。

損益計算につきましては、経常利益38,140千円となり、特別損失210千円を差し引いた今年度純利益は37,930千円となります。

前年度繰越利益剰余金はございませんが、前年度に積み立てた減債積立金等を取り崩し、未処分利益剰余金変動額56,630千円が発生し、当年度未処分利益剰余金は全体として94,570千円となります。未処分利益剰余金変動額につきましては、後ほど御提案いたしますが、資本の安定のため資本金に組み入れたいと考えております。

次に、3ページ、4ページをごらんください。

資本的収入及び支出につきましては、消費税込みの金額で収入106,710千円、支出330,900千円でございます。

収支不足額224,180千円につきましては、減債積立金、損益勘定留保資金等で補填しており、資金不足は生じておりません。

最後に、29ページに補填財源明細書を掲載しております。

年度末残高は721,530千円となっております。

今後とも経費節減等、企業努力を重ねながら事業を推進し、清浄な水の安定供給に努めてまいります。

なお、監査委員からの綿密な審査をいただき、お手元に差し上げておりますような意見書をいただいております次第でございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは続きまして、監査委員の審査意見を求めてまいります。平井監査委員お願いします。

○監査委員（平井常雄君）（登壇）

それでは、決算審査意見を申し上げます。

平成29年度決算審査の対象は、みやま市一般会計歳入歳出決算から水道事業会計決算までの9会計でございます。

決算規模といたしましては、一般会計が歳入決算額19,509,241,362円、歳出決算額18,866,680,928円で、差引額といたしましては形式収支の642,560,434円でございます。

国民健康保険事業等の特別会計の合計額の歳入決算額は13,013,604,971円、歳出決算額が12,665,428,946円で、差引額といたしましては348,176,025円となっております。

一般会計と特別会計の合計額の決算額は歳入決算額が32,522,846,333円、歳出決算額が31,532,109,874円で、差引額といたしましては990,736,459円となっており、一般会計、特別会計の全ての会計におきまして黒字決算となっております。

また、水道事業会計の決算状況といたしましては、収益的収支については、収益的収入が566,289,796円、収益的支出が509,736,685円で、差引額といたしましては56,553,111円となっております。

次に、資本的収支につきましては、資本的収入が106,716,509円、資本的支出が330,904,389円で、収支差引額といたしまして224,187,880円のその不足額は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金、損益勘定留保資金をもって補填されております。

以上が平成29年度の決算規模でございますが、決算の概要につきましては、お手元に配付されております決算審査意見書に記載をいたしておりますので、御高覧をいただきたいと思います。

審査は水道事業会計を7月3日に、一般会計、特別会計を7月5日から7月31日の間に実施いたしまして、全ての課等について決算書及び成果説明書を中心に行い、その中で主なものを報告させていただきます。

まず、一般会計及び特別会計について申し上げます。

1 番目に、税等の徴収でございますが、市税の収入率は96.2%と良好な状態でございます。また、収入未済額につきましては、前年度と比較いたしまして2.2%減少しており、これはコンビニ納付の導入などに伴いまして、住民の納税意識の高揚が図られたものと思われま

す。徴収事務につきましては、収入率の改善に向けた取り組みに努力の跡がうかがえるところではありますが、今後も税の公平性を保つ意味からも、その実態と内容に検討を加え、徴収には毅然とした姿勢をもって当たられ、収入未済額の解消に向けて、なお一層の努力を望むものでございます。

また、地方交付税が減額していく中、今後のみやま市の財源安定化のためには、自主財源を確保する取り組みが重要でございます。

2 番目に、予算の流用及び充用でございます。

いずれも関係法令に基づいた適正な執行がなされておりますが、予算編成に当たっては、より慎重を期されることを望むものでございます。

3 番目に、不用額についてでございますが、不用額については、経費節減に伴うものもござい

ますが、大部分は執行残であり、予算編成の段階で前年度踏襲的な予算計上ではなく、事業内容を十分に精査した上で予算を計上するよう努めていただきたいと思います。

また、基金繰り入れを行っている財政状況の中では、今後も執行状況を的確に把握し、年度途中において不用額が見込まれるものについては減額補正をするなど、財源の有効活用を図られるよう望むものでございます。

4 番目に、補助金交付団体に対しましては、目的及び使途状況等を精査し、類似団体や類似事業については一本化するなど検討されることを望みます。

さらに、入札等につきましては、起案から文書整理等まで、今後とも適切な事務処理を行われることを望むものでございます。

次に、水道事業会計について申し上げます。

本年度も黒字決算ではありますが、地方公営企業は独立採算による経営を求められることを念頭に置き、水道行政の充実及び水道事業の健全化のために、今後も漏水調査等により発見された漏水箇所の修繕及び老朽管の布設がえ等を行い、老朽化した設備の計画的な改善を図り、有収率の向上を図ることを望むものでございます。

また、水道使用料の未納額につきましては、その解消に向けた取り組みに努力の跡がうかがえるところでございますが、引き続き力を注がれ、さらなる経費の節減と将来の水需要に

備え、万全を期されるよう望むものでございます。

以上、各会計について審査意見を申し上げましたが、今後も財政運営に当たっては、効率的な予算執行と安定した財源の確保に努め、住民の福祉の増進のため、最少の経費で最大の効果が上げられるよう、なお一層の研さんを望むものでございます。

以上で決算審査意見の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、ただいまから平成29年度の決算審査に入ってまいります。今後、15名で構成する決算審査特別委員会を設置いたしまして審議することとしておりますので、質疑については簡潔にお願いをしたいと思います。

質疑は認定第1号から認定第9号まで一括して行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

それでは、ここでお諮りをいたします。ただいま議題となっております認定第1号から認定第9号までの9件は、15人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託をいたしまして審査することとしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第9号までの9件は、15人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託をして審査することと決定をいたしました。

決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定によりまして、議長において1番奥蘭由美子君、2番吉原政宏君、3番徳永重遠君、4番末吉達二郎君、5番古賀義教君、7番野田力君、8番上津原博君、9番荒巻隆伸君、10番瀬口健君、11番川口正宏君、12番壇康夫君、13番中尾眞智子君、14番中島一博君、15番坂口孝文君、16番宮本五市君、以上の15名の諸君を指名いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時37分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩前に引き続き会議を再開してまいります。

日程第19 議案第32号

○議長（牛嶋利三君）

日程第19. 議案第32号 みやま市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を求めてまいります。松尾保健福祉部長お願いします。

○保健福祉部長（松尾 博君）（登壇）

改めましておはようございます。それでは、議案第32号 みやま市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容としましては、家庭的保育事業者等の代替保育の提供に係る連携施設の確保の特例及び食事の提供の特例並びに基準の経過措置に関する規定を整備するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第32号は文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第32号は文教厚生常任委員会に付託することと決定をいたしました。

日程第20 議案第33号

○議長（牛嶋利三君）

日程第20. 議案第33号 みやま市老人福祉センター条例及びみやま市ふれあいセンター条例を廃止する条例の制定について、引き続き提案理由の説明を求めます。松尾保健福祉部長お願いします。

○保健福祉部長（松尾 博君）（登壇）

それでは、議案第33号 みやま市老人福祉センター条例及びみやま市ふれあいセンター条例を廃止する条例の制定について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、（仮称）みやま市総合市民センターの平成33年度の開館に向けて、みやま市老人福祉センター及びみやま市ふれあいセンターを閉鎖することに伴い、関係条例の廃止を行うものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第33号は文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第33号は文教厚生常任委員会に付託することと決定をいたしました。

日程第21 議案第34号

○議長（牛嶋利三君）

日程第21. 議案第34号 みやま市バイオマスセンターの設置及び管理に関する条例の制定について提案理由の説明を求めてまいります。坂田環境経済部長お願いします。

○環境経済部長（坂田良二君）（登壇）

おはようございます。それでは、議案第34号 みやま市バイオマスセンターの設置及び管理に関する条例の制定について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、持続可能な資源循環型社会の形成を目指して建設いたしております生ごみ・し尿・浄化槽汚泥メタン発酵発電施設でありますバイオマスセンターの設置及び管理につきまして、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、必要な事項を定めるものでございます。

条例の主な内容でございますけれども、第1条から第4条までは、設置の目的や用語の定義のほか、バイオマスセンターの構成施設を定めております。

また、第5条では、バイオマスセンターが設置目的を達成するための事業内容を定めるものでございます。

次に、第6条から第12条まででございますが、施設の管理や開業時間、また、利用の許可や許可の取り消し、さらに原状の回復義務を定めております。

続きまして、第13条で施設の利用料金を別表第1、また、第14条で液肥利用の手数料を別表第2として、利用者等はその額を納入するように定めております。別表第2で散布車によります液肥の散布手数料は10アール当たり1,080円といたしております。

また、附則により条例の施行日を平成30年12月1日と定めておりますけれども、食品加工室など一部の施設は、その整備が平成31年3月までかかりますために、施行日を平成31年5月1日といたしております。

以上、提案理由の御説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行ってまいります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第34号は産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第34号は産業建設常任委員会に付託することと決定をいたしました。

日程第22 議案第35号

○議長（牛嶋利三君）

日程第22. 議案第35号 みやま市自然休養村施設条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を求めます。坂田環境経済部長お願いします。

○環境経済部長（坂田良二君）（登壇）

それでは、議案第35号 みやま市自然休養村施設条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、瀬高農林漁業体験実習館（清水山荘）の大規模改修に伴いまして、宿泊使用料を定める必要がございますために、条例を改正するものでございます。

老朽化が進んでおりました清水山荘につきましては、農業体験の研修、また、子供たちのスポーツ合宿、オルレの休憩所としての活用などを目指しまして、現在、改修を行っております。

条例改正の内容でございますが、別表を改正いたしまして、宿泊利用の使用料を追加するものでございます。市内外を問わず、3歳以上の未就学児を1泊540円、小・中学生を1,080円、大人を2,160円と定めております。

農林漁業の研修施設としてはもとより、観光の拠点として、できるだけ多くの方に幅広く利用していただくために、利用しやすい料金といたしております。

また、改正条例の施行でございますが、平成30年11月1日といたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第35号は産業建設常任委員会に付託することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第35号は産業建設常任委員会に付託することと決定をいたしました。

日程第23 議案第36号

○議長（牛嶋利三君）

日程第23. 議案第36号 みやま市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を求めます。富重建設都市部長お願いします。

○建設都市部長（富重巧齊君）（登壇）

皆さんおはようございます。それでは、議案第36号 みやま市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第7次一括法第9条の規定により、公営住宅法について改正が行われました。これにより公営住宅法施行令及び公営住宅法施行規則に条ずれが発生したため、みやま市営住宅条例の該当条の引用箇所を改正するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第36号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第36号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。議案第36号の討論につきましては、ただいまのところ通告が

あっておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第36号を採決いたします。

お諮りをいたします。議案第36号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第36号 みやま市営住宅条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決をされました。

日程第24 議案第37号

○議長（牛嶋利三君）

日程第24. 議案第37号 工事請負契約の締結について提案理由の説明を求めてまいります。富重建設都市部長お願いします。

○建設都市部長（富重巧齊君）（登壇）

それでは、議案第37号 工事請負契約の締結について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、みやま市営住宅下楠田団地建築主体工事に伴い、その予定価格が150,000千円を超えることから、みやま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本年8月22日に条件つき一般競争入札を総合評価方式の簡易型で行った結果、株式会社柿原組福岡南部支社が請負金額498,886,560円で落札いたしました。

資料としまして、入札結果表と契約内容表、総合評価点及び落札者決定表を添付しておりますので、御参照ください。

工事の概要につきましては、鉄筋コンクリートづくりの2階建て3棟で、1棟当たり2DK4戸、3DK6戸で10戸、計30戸の住宅を建設いたします。

また、住宅の面積につきましては、2DKは54.89平方メートル、3DKは69.98平方メートルとなっております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行ってまいります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第37号は産業建設常任委員会に付託することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第37号は産業建設常任委員会に付託することと決定をいたしました。

日程第25 議案第38号

○議長（牛嶋利三君）

日程第25. 議案第38号 平成29年度みやま市水道事業会計決算剰余金の処分について提案理由の説明を求めてまいります。甲斐田上下水道課長お願いします。

○上下水道課長（甲斐田裕士君）（登壇）

議案第38号 平成29年度みやま市水道事業会計決算剰余金の処分について提案理由の御説明を申し上げます。

別冊の平成29年度みやま市水道事業会計決算書の9ページをごらんください。

平成29年度みやま市水道事業会計決算剰余金につきましては、利益剰余金94,571,001円のうち、当年度純利益分37,939,079円を減債積立金に、減債積立金を取り崩し償還金に充てた分56,631,922円を資本金組み入れに予定をしております。

減債積立金については、次年度以降の企業債償還金の補填財源に充てるものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行ってまいります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第38号は産業建設常任委員会に付託することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第38号は産業建設常任委員会に付託することと決定をいたしました。

日程第26 議案第39号

○議長（牛嶋利三君）

日程第26. 議案第39号 平成30年度みやま市一般会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を求めます。木村財政課長お願いします。

○財政課長（木村勝幸君）（登壇）

それでは、議案第39号 平成30年度みやま市一般会計補正予算（第2号）について提案理由の御説明を申し上げます。

平成30年度みやま市一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算にそれぞれ437,045千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19,608,394千円といたしております。

まず、予算書4ページ、第2表 地方債補正は、平成30年7月豪雨に伴います公共土木施設災害復旧事業を追加しますとともに、臨時財政対策債を追加補正いたしております。

続きまして、歳入予算の主なものについて御説明いたします。

予算書7ページからでございます。

14款. 国庫支出金、1項3目. 災害復旧費国庫負担金は、平成30年7月豪雨に伴います公共土木施設の災害復旧に対する国庫負担金21,330千円を計上いたしております。

また、8ページ、2項2目. 民生費国庫補助金は、高齢者施設等の消防設備整備に対して助成いたします地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金4,952千円を計上いたしております。

続きまして、9ページ、15款. 県支出金、2項4目. 農林水産業費県補助金は、公共施設等への木製品の展示を通じて県民参加の森林づくりを進めます県民参加の森林づくり推進事業交付金363千円を追加し、8目. 災害復旧費県補助金は、農業用施設災害復旧費補助金8,125千円を計上いたしております。

続きまして、10ページ、19款。繰越金は、一般財源の額を調整し、計上いたしております。

また、11ページ、21款。市債は、臨時財政対策債20,616千円及び公共土木施設災害復旧債を10,600千円追加いたしております。

続いて、歳出予算につきまして御説明いたします。

予算書12ページからでございます。

まず、2款。総務費、1項9目。基金費は、前年度剰余金処分に係る財政調整基金積立金350,000千円を追加いたしております。

次に、13ページ、3項1目。戸籍住民基本台帳費は、来年2月に予定しております証明書等のコンビニ交付に向け、マイナンバーカードの普及促進を図るため、臨時職員を配置した専用窓口の開設経費等を計上いたしております。

次に、14ページ、3款。民生費、1項1目。社会福祉総務費は、介護保険事業特別会計への繰出金2,311千円を追加補正いたしております。

また、3目。老人福祉費は、小規模有料老人ホームの消防設備の整備に対します補助金4,952千円を追加いたしております。

続いて、15ページ、2項1目。児童福祉総務費は、南放課後児童クラブの専用施設改築に係る設計委託料4,800千円を計上いたしております。

次に、16ページ、4款。衛生費、2項1目。清掃総務費は、柳川市に整備されます新ごみ処理施設建設に伴う周辺整備事業について、年次計画の変更により負担金12,000千円を追加するものでございます。

次に、17ページ、6款。農林水産業費でございます。

1項5目。農地費4,100千円は、7月の豪雨により排水機の修理が必要となったため、追加するものでございます。

続いて、18ページ、2項1目。林業振興費は、県森林環境税を原資といたします県民参加の森林づくり推進事業交付金を活用して、木製のテーブルや椅子等の備品を清水山荘に設置し、森林の重要性をPRするものでございます。

続いて、19ページ、3項2目。漁村環境施設費は、高田漁村センターの和室の改修に伴います設計委託料及び改修工事費を計上いたしております。

次に、20ページ、11款。災害復旧費、1項1目。農業用施設災害復旧費は、平成30年7月豪雨により被災した水路等7カ所の補助災害復旧工事費12,500千円のほか、補助対象外の工

事費、機械等借上料を追加いたしております。

続いて、21ページの2項1目．公共土木施設災害復旧費も同様に、平成30年7月豪雨により被災した道路等9カ所の補助災害復旧工事費32,000千円のほか、補助対象外の工事費、機械等借上料を計上いたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

ただいま議題となっております議案第39号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第39号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

日程第27 議案第40号

○議長（牛嶋利三君）

日程第27．議案第40号 平成30年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を求めます。引き続き木村財政課長お願いします。

○財政課長（木村勝幸君）（登壇）

続きまして、議案第40号 平成30年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由の御説明を申し上げます。

平成30年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算にそれぞれ6,167千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,442,912千円といたしております。

まず、歳入予算でございますが、6ページの3款．県支出金、1項1目．保険給付費等交付金は、特別交付金270千円を追加いたしております。

また、7ページの6款．繰越金は、財源を調整し計上いたしております。

次に、歳出でございますが、8ページの1款．総務費、1項1目．一般管理費は、レセプト電算処理及びシステム改修の委託料を合計853千円追加いたしております。

続いて、9ページの7款．諸支出金、1項3目．償還金5,314千円は、退職者医療交付金

の前年度精算による支払基金への返還金を計上いたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

ただいま議題となっております議案第40号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第40号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

日程第28 議案第41号

○議長（牛嶋利三君）

日程第28. 議案第41号 平成30年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を求めます。引き続きまして木村財政課長お願いします。

○財政課長（木村勝幸君）（登壇）

続いて、議案第41号 平成30年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由の御説明を申し上げます。

平成30年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、介護保険事業勘定の歳入歳出予算にそれぞれ130,672千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,090,877千円といたしております。

まず、歳入予算でございますが、6ページの7款. 繰入金は、一般会計からの事務費繰入金2,311千円を追加いたしております。

また、7ページ、8款. 繰越金は、財源を調整し計上いたしております。

次に、歳出でございますが、8ページの1款. 総務費、1項1目. 一般管理費は、法改正に伴います介護保険システム改修委託料2,311千円を追加いたしております。

続いて、9ページの7款. 諸支出金、1項2目. 償還金は、介護給付費及び地域支援事業費等の前年度精算による国、県、支払基金への返還金128,361千円を計上いたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

ただいま議題となっております議案第41号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第41号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

それでは、ここでお諮りをいたします。議会改革調査特別委員会の設置についてを日程に追加いたしまして、追加日程第1として直ちに議題としたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議会改革調査特別委員会の設置についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることと決定をいたしました。

追加日程第1 議会改革調査特別委員会の設置について

○議長（牛嶋利三君）

追加日程第1. 議会改革調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りをいたします。議会の組織運営等に係る調査研究について、16人の委員で構成する議会改革調査特別委員会を設置し、これに付託をいたしまして調査することにしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議会の組織運営等に係る調査研究について、16人の委員で構成する議会改革調査特別委員会を設置し、これに付託をいたしまして調査することと決定をいたしました。

お諮りをいたします。議会改革調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によりまして、議長において1番奥 菌由美子君、2番 吉原政宏君、3番 徳永重遠君、4番 末吉達二郎君、5番 古賀義教君、6番 前原武美君、7番 野田力君、8番 上津原博君、9番 荒卷隆伸君、10番 瀬口健君、11番 川口正宏君、12番 壇康夫君、13番 中尾眞智子君、

14番中島一博君、15番坂口孝文君、16番宮本五市君、以上16名の諸君を指名いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会をいたします。

なお、次の本会議は9月5日となっておりますので、御承知おきをお願いいたします。

午前11時22分 散会